

新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について

1 教育委員会の対応

(1) 9月6日(月)以降の学校の対応

本市の小中学校等は、8月30日(月)から始業し、各学校における適切な感染予防対策のもと円滑な教育活動が行われていることを踏まえ、子どもの学習保障や発達・成長の場を確保する観点から、引き続き感染対策を図りながら9月6日(月)以降の対応について次のように取り扱います。ただし、今後の感染状況の変化によっては、内容を変更する場合があります。

①小学校

- ・通常日課とします。ただし、児童の発達段階を考慮し、気持ちの面での不安感等を和らげるため、段階的に授業を増やすこととし、2年生以上は9月10日(金)まで6時間授業はせず、5時間授業とします。

②中学校

- ・通常日課とします。
- ・部活動は、緊急事態宣言期間中は、原則中止とします。

③養護学校・ろう学校

- ・小学校または中学校に準じた対応とします。

④高等学校

- ・引き続き、時差登校、半日授業を実施します。
- ・部活動は、全国大会等の参加を除き、緊急事態宣言期間中は、原則中止とします。

(2) 学校の感染症対策について

市立学校に対し、「横須賀市立学校の教育活動における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【2021.4.22版】」から緊急事態宣言を踏まえた対応強化に係る教育活動に対して感染予防、まん延防止対策を示した【2021.8.30版】を通知し、対策を徹底するよう依頼しました。

〈対応の比較表〉

	4.22版	8.30版
1. 感染症対策の基本的な考え方	・必要な感染症対策を講じながら教育活動を継続する	・ <u>リスクの高い活動は極力行わず</u> 、教育活動を継続する
2. 登校後の健康観察	・できるだけ教室内に入る前に検温や健康観察を実施する	・ <u>校舎内に入る前に</u> 検温や健康観察を実施する
3. 学習活動での感染予防対策	・グループ学習は、行い方を工夫する。	・ <u>グループ学習は、極力行わない</u> ・ <u>リスクの高い活動は行わない</u> (歌唱、呼気を使う楽器、調理実習、組み合う運動等)

4. 校外学習について	・感染予防対策が十分に図れると学校長が判断できる場合は実施	・ <u>感染症対策の徹底が難しい場合は延期または中止する</u>
5. 学校行事について	①修学旅行については、感染症対策を講じ、実施にむけて配慮する	①修学旅行については、 <u>感染症対策の徹底が難しい場合は延期または中止を検討する</u> ②体育的行事については、 <u>リスクの高い競技は行わないことや保護者等の入場者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について校長が適切に定める</u>
6. 部活動について	・基本的な感染症対策を講じて実施する	・ <u>緊急事態宣言期間中は原則中止とする</u>
7. 臨時休業実施の場合	・陽性者が確認され、学校内に濃厚接触者がいる場合	①陽性者が学校内に複数人いる場合 ②陽性者の周囲の児童生徒や教職員に体調不良等が複数人みられる場合 ③陽性者とリスクの高い活動を行った者が複数人いる場合
8. 休業期間のめやす	・濃厚接触者の認定やその検査結果判明にかかる期間 (平均3日間程度)	・ <u>感染が疑われる集団の健康観察にかかる期間</u> (日数については、教育委員会が、校長、保健所や学校医と協議し決定する。)
9. 学習保障の考え方	①プリント配布 ②ホームページで課題提示	①プリント配布 ②ホームページで課題提示 ③オンライン (Google meet、Google classroom など) による児童生徒の状況確認の実施、課題提示
10. 出席停止等の考え方	ワクチン接種について記載なし	・ <u>児童生徒等がワクチン接種する場合やワクチン接種後の副反応のため欠席する場合は、欠席扱いにしない</u>

2 令和3年度の市立学校における感染者（児童生徒及び教職員数）発生状況について
令和3年4月～8月 (人)

	4月	5月	6月	7月	8月
児童・生徒等	3	22	17	31	180
教職員	2	10	0	5	5
合計	5	32	17	36	185

令和3年8月31日現在